

江戸川区学童クラブ事業条例の一部を改正する条例

江戸川区学童クラブ事業条例（昭和五十年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（補食の提供）

第七条 学童クラブ事業における補食の提供は、学童クラブ事業に登録し、かつ、補食の提供を希望する児童に対して行うことができる。

2 前項の補食の提供を受ける児童の保護者は、児童一人につき月額千七百円を負担する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

学童クラブ事業において、児童の成長に欠かせない補食の提供を復活させる必要があるので、本案を提出いたします。